

# 4

## 権利として 「納税の猶予」の申請を



「納税の猶予」(国税通則法46条)  
「徴収猶予」(地方税法15条)  
を認めさせれば差し押さえは  
できません。差し押さえの解  
除も申請できます。1年以内の  
分割納付も可能です